



別表 1-2. (第 1、6 条関係)

平成 27 年 4 月 1 日改定

## JACMO 和解会議監理費要覧

(単位:円)

利用者区分		会員		寄付会員	一般
年会費(初年度)		120,000		12,000	-
年会費 (次年度以降)	法人	60,000		12,000	-
	個人	30,000		6,000	-
申立手数料①		免除		20,000	30,000
和解会議監理費②	初回	免除		100,000	120,000
	次回	法人	60,000	100,000	120,000
		個人	90,000	100,000	120,000
実費弁償費③		当事者按分負担		当事者按分負担	当事者按分負担
納付方法	申立手数料	申立手数料は、和解会議成立時に賦課します。 尚、和解会議の成立とは、相手方が当会を手続実施機関として紛争解決を委託することを合意したことを言います。			
	和解会議監理費	和解会議監理費は、和解会議終局時に賦課します。			
	実費弁償経費	実費弁償経費は、当事者按分負担を原則としますが、納付負担につき、当事者別段の合意を妨げません。			
備考		1. 和解会議申し立てに際して、一般申立人も会員制度を選択して、本要覧の納付費用の選択ができます。			